

# 〇〇〇区会則（規約）例

（名称）

第1条 本区は、〇〇〇区と称する。

（組織）

第2条 本区は、区域内に居住する区加入世帯をもって組織する。

（目的）

第3条 本区は、区住民相互の親睦と、健康で明るく住みよい町づくり並びに住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（事務所）

第4条 本区の実務所は、区長宅に置く。

（事業）

第5条 本区は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住みよい地域づくりと環境の整備
- (2) 地区住民の福祉の増進と生活文化の向上
- (3) 地区住民の親睦を図るための行事
- (4) 行政機関との連携及び情報の交換
- (5) その他、目的達成のために必要な事項

（役員）

第6条 本区に次の役員を置く。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| ・区長 1名 | ・副区長 1名 | ・組長 若干名 |
| ・会計 1名 | ・監事 2名  |         |

（役員を選出）

第7条 本区の役員は、次により選出する。

- (1) 区長は、総会において選出する。
- (2) 副区長、会計及び監事は、区長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 組長は、組毎に各1名を選出し、改選は〇月に行うものとする。

（役員の仕事）

第8条 本区の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 区長は、区を代表し、区務を総括する。又、市政連絡員を兼務する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 組長は、区の運営に参画し、協議事項の審議を行う。又、市や区からの伝達事項を組員に周知すると共に組員から区費を徴収する。
- (4) 会計は、区の会計業務を担当する。
- (5) 監事は、区の会計を監査し、結果を総会で報告する。

（役員の仕事）

第9条 本区の役員の仕事は次のとおりとし、再任を妨げない。又、欠員が生じた場合の補欠の仕事は、前任者の残任期間とする。

- (1) 区長、副区長、会計及び監事の仕事は〇年とする。
- (2) 組長の仕事は1年とする。

（総会）

第10条 総会は、区加入全世帯から、世帯の代表各1名の出席で開催するものとする。

2. 総会は、年1回、会長が招集する。ただし、必要な場合は、組長会の議を経て臨時に招集することができる。

3. 総会の議長は、役員を除く出席者の中から選出するものとする。
4. 議長は、役員を除く出席者の中から書記1名と議事録署名者2名を指名するものとする。
5. 総会は、委任状を含む過半数の出席者で成立するものとする。
6. 総会に付議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 事業結果の報告
  - (2) 決算の報告
  - (3) 新年度事業計画案
  - (4) 新年度予算案
  - (5) その他、必要な事項
7. 総会の議事は、出席者の過半数の賛同で決するものとし、賛否同数の場合は、議長が採決するものとする。

(組長会)

第11条 組長会は、必要に応じ開催することとし、区長が招集する。

2. 組長会は、過半数の出席で成立するものとする。
3. 組長会は、区長の付議する事項を審議すると共に、総会及び組長会の議決事項の円滑な執行に当たる。
4. 組長会の議事は、出席者の3分の2以上の賛同で決するものとする。

(区費)

第12条 区費の額は、総会で定める。

2. 区費は、組長が四半期毎に徴収し、速やかに会計へ納入しなければならない。

(弔慰金)

第13条 区民が死亡した場合は、その遺族に弔慰金 5,000円を支出する。

(報酬)

第14条 役員の報酬は、次のとおりとする。

- ・区長 ……………年額 25,000円
- ・副区長 …………… “ 15,000円
- ・会計 …………… “ 15,000円
- ・組長 …………… “ 3,000円

(会計年度)

第15条 本区の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、組長会の議決を経て区長が別に定める。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。